内容

第１章　総　　　　　則 - 1 -

第１節　総則 - 2 -

第１－１条　適用 - 2 -

第１－２条　用語の定義 - 2 -

第１－３条　設計図書の照査等 - 4 -

第１－４条　工程表 - 4 -

第１－５条　施工計画書 - 4 -

第１－６条　コリンズ（CORINS）への登録 - 5 -

第１－７条　監督職員 - 5 -

第１－８条　現場技術員 - 5 -

第１－９条　工事用地等の使用 - 5 -

第１－10条　工事の着手 - 6 -

第１－11条　工事の下請負 - 6 -

第１－12条　施工体制台帳及び施工体系図 - 6 -

第１－13条　受注者相互の協力 - 7 -

第１－14条　調査・試験に対する協力 - 7 -

第１－15条　工事の一時中止 - 7 -

第１－16条　設計図書の変更 - 8 -

第１－17条　工期変更 - 8 -

第１－18条　支給材料及び貸与品 - 8 -

第１－19条　工事現場発生品 - 9 -

第１－20条　建設副産物 - 9 -

第１－21条　工事材料の品質 - 10 -

第１－22条　監督職員による検査及び立会等 - 10 -

第１－23条　数量の算出及び出来形図 - 11 -

第１－24条　工事完成図 - 11 -

第１－25条　工事完成検査 - 11 -

第１－26条　既済部分検査 - 11 -

第１－27条　技術検査 - 12 -

第１－28条　部分使用 - 12 -

第１－29条　施工管理 - 12 -

第１－30条　履行報告 - 13 -

第１－31条　使用人等の管理 - 13 -

第１－32条　工事関係者に対する措置要求 - 13 -

第１－33条　工事中の安全確保 - 14 -

第１－34条　爆発及び火災の防止 - 15 -

第１－35条　後片付け - 15 -

第１－36条　工事完成図書の納品 - 15 -

第１－37条　事故報告書 - 16 -

第１－38条　環境対策 - 16 -

第１－39条　文化財の保護 - 18 -

第１－40条　交通安全管理 - 18 -

第１－41条　諸法令の遵守 - 19 -

第１－42条　官公庁等への手続等 - 21 -

第１－43条　施工時期及び施工時間の変更 - 21 -

第１－44条　工事測量 - 21 -

第１－45条　提出書類 - 22 -

第１－46条　創意工夫 - 22 -

第１－47条　不可抗力による損害 - 22 -

第１－48条　特許権等 - 22 -

第１－49条　保険の付保及び事故の補償 - 23 -

第１－50条　臨機の措置 - 23 -

第１－51条　現場代理人の取扱い - 23 -

第１－52条　下請負人の社会保険加入確認 - 24 -

第１－53条　暴力団等の排除 - 24 -

第１－54条　個人情報の取扱い - 24 -

第１－55条　配置技術者 - 26 -

第１－56条　一次下請負業者等への支払確認 - 26 -

第１－57条　中間前金払 - 27 -

**第**１－58条（空き番） - 27 -

第１－59条　下請負人への建設業法遵守の周知徹底 - 27 -

第１－60条　火災保険等 - 27 -

第１－61条　地域社会への貢献等 - 27 -

第１－62条　特例監理技術者の取扱い - 28 -

第２章　材　　　　　料 - 29 -

第１節　一般事項 - 30 -

第２－１条　適用 - 30 -

第２－２条　材料の見本又は資料の提出 - 31 -

第２－３条　材料の試験及び検査 - 31 -

第２－４条　材料の保管管理 - 31 -

第２節　土 - 31 -

第２－５条　一般事項 - 31 -

第２－６条　盛土材料 - 32 -

第２－７条　土羽土 - 32 -

第３節　木材 - 32 -

第２－８条　一般事項 - 32 -

第４節　石材 - 32 -

第２－９条　一般事項 - 32 -

第２－10条　間知石 - 32 -

第２－11条　割石 - 32 -

第２－12条　割ぐり石 - 32 -

第２－13条　雑割石 - 32 -

第２－14条　雑石（粗石、野面石） - 32 -

第２－15条　玉石 - 32 -

第２－16条　栗石 - 32 -

第２－17条　その他の砂利、砂、砕石類 - 32 -

第5節　骨材 - 33 -

第２－18条　一般事項 - 33 -

第２－19条　セメントコンクリート用骨材 - 33 -

第２－20条　アスファルト舗装用骨材 - 35 -

第２－21条　アスファルト用再生骨材 - 38 -

第２－22条　フィラー - 39 -

第２－23条　安定材 - 39 -

第６節　鋼材 - 41 -

第２－24条　一般事項 - 41 -

第２－25条　鋼材 - 41 -

第２－26条　溶接材料 - 42 -

第２－27条　線材及び線材二次製品 - 43 -

第２－28条　鋼材二次製品 - 43 -

第２－29条　鉄線じゃかご - 44 -

第２－30条　ガードレール等 - 44 -

第２－31条　ボックスビーム（分離帯用） - 45 -

第７節　セメント及び混和材料 - 45 -

第２－32条　一般事項 - 45 -

第２－33条　セメント - 46 -

第２－34条　混和材料 - 47 -

第２－35条　コンクリート用水 - 47 -

第２－36条　再生骨材Ｍを用いたコンクリート - 47 -

第２－37条　再生骨材Ｌを用いたコンクリート - 56 -

第８節　プレキャストコンクリート製品 - 63 -

第２－38条　一般事項 - 63 -

第２－39条　プレキャストコンクリート製品 - 63 -

第９節　瀝青材料 - 63 -

第２－40条　一般瀝青材料 - 63 -

第２－41条　その他の瀝青材料 - 65 -

第２－42条　再生用添加剤 - 65 -

第10節　芝及びそだ - 66 -

第２－43条　一般事項 - 66 -

第２－44条　芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝） - 66 -

第２－45条　そだ - 66 -

第11節　塗料 - 66 -

第２－46条　一般事項 - 66 -

第12節　道路標識及び区画線 - 67 -

第２－47条　道路標識 - 67 -

第２－48条　区画線 - 68 -

第13節　目地及び止水材料 - 68 -

第２－49条　一般事項 - 68 -

第２－50条　注入目地材 - 69 -

第２－51条　目地材 - 69 -

第２－52条　止水板 - 69 -

第14節　その他 - 69 -

第２－53条　エポキシ系樹脂接着剤 - 69 -

第２－54条　合成樹脂製品 - 69 -

第２－55条　下水道製品（日本下水道協会規格　ＪＳＷＡＳ） - 69 -

第３章　施工共通事項 - 71 -

第１節　適用 - 72 -

第３－１条　適用 - 72 -

第２節 一般事項 - 72 -

第３－２条　適用すべき諸基準 - 72 -

第３－３条　一般事項 - 73 -

第３節　土工 - 73 -

第３－４条　土及び岩の分類 - 73 -

第３－５条　排水 - 75 -

第３－６条　土取場及び建設発生土受入れ地 - 75 -

第３－７条　伐開工 - 76 -

第３－８条　表土処理 - 76 -

第３－９条　掘削一般 - 76 -

第３－10条　土砂掘削 - 76 -

第３－11条　岩石掘削 - 77 -

第３－12条　法面仕上げ - 77 -

第３－13条　床掘り - 77 -

第３－14条　埋戻し - 77 -

第３－15条　盛土一般 - 78 -

第３－16条　軟弱地盤の盛土 - 78 -

第３－17条　締固め - 78 -

第３－18条　余盛り - 78 -

第３－19条　耕土処理及び復旧等 - 79 -

第３－20条　路体盛土工 - 79 -

第３－21条　路床盛土工 - 79 -

第３－22条　軽量盛土工 - 80 -

第４節　基礎工 - 80 -

第３－23条　土台木 - 80 -

第３－24条　栗石基礎 - 80 -

第３－25条　砕石基礎 - 81 -

第３－26条　砂基礎 - 81 -

第３－27条　コンクリート基礎 - 81 -

第３－28条　杭打ち一般 - 81 -

第３－29条　木杭工 - 81 -

第３－30条　鋼杭工 - 82 -

第３－31条　場所打ち杭工 - 83 -

第３－32条　コンクリート杭工 - 84 -

第５節　矢板工 - 84 -

第３－33条　矢板一般 - 84 -

第３－34条　コンクリート矢板工 - 84 -

第３－35条　鋼矢板工 - 85 -

第３－36条　木矢板工 - 85 -

第３－37条　オープンケーソン工（井筒工） - 85 -

第３－38条　ニューマチックケーソン工 - 85 -

第３－39条　簡易土留工 - 86 -

第６節　コンクリートブロック積（張）工及び石積（張）工 - 86 -

第３－40条　コンクリートブロック積（張）工 - 86 -

第３－41条　緑化ブロック工 - 86 -

第３－42条　石積（張）工 - 87 -

第３－43条　多自然型護岸工 - 87 -

第７節　法面工 - 87 -

第３－44条　プレキャスト枠工 - 87 -

第３－45条　吹付枠工 - 88 -

第３－46条（空き） - 88 -

第３－47条　現場打コンクリート枠工 - 88 -

第３－48条　アンカー工 - 89 -

第８節　コンクリート擁壁工 - 89 -

第３－49条　コンクリート擁壁工 - 89 -

第９節　セメント類吹付工 - 89 -

第３－50条　セメントモルタル、ソイルセメント、コンクリート吹付工 - 89 -

第10節　鉄線かご工 - 90 -

第３－51条　据付け - 90 -

第３－52条　詰石工 - 90 -

第11節　芝付工 - 91 -

第３－53条　一般事項 - 91 -

第３－54　張芝工 - 91 -

第３－55条　筋芝工 - 91 -

第12節　種子吹付工、播種工、人工芝工 - 91 -

第３－56条　一般事項 - 91 -

第３－57条　種子吹付工 - 91 -

第３－58条　播種工 - 91 -

第３－59条　人工筋芝工 - 92 -

第３－60条　人工張芝工 - 92 -

第13節　コンクリート工 - 92 -

第３－61条　一般事項 - 92 -

第３－62条　塩化物含有量の限度 - 92 -

第３－63条　材料の貯蔵 - 92 -

第３－64条　配合 - 92 -

第３－65条　材料の計量 - 92 -

第３－66 条　練り混ぜ - 93 -

第３－67条　レディーミクストコンクリート - 93 -

第３－68条　打込み準備 - 94 -

第３－69条　コンクリート打込み - 94 -

第３－70条　沈下ひび割れに対する処置 - 94 -

第３－71条　養生 - 94 -

第３－72条　継目 - 95 -

第３－73条　表面仕上げ - 95 -

第14節　型枠工及び支保工 - 95 -

第３－74条　一般事項 - 95 -

第３－75条　型枠 - 95 -

第３－76条　支保工 - 96 -

第15節　鉄筋工 - 96 -

第３－77条　鉄筋の加工 - 96 -

第３－78条　鉄筋の組立 - 96 -

第３－79条　鉄筋の継手 - 96 -

第３－80条　鉄筋のかぶり厚さ - 97 -

第３－81条　ガス圧接 - 97 -

第16節　暑中コンクリート工 - 98 -

第３－82条　一般事項 - 98 -

第３－83条　材料 - 98 -

第３－84条　コンクリート打込み - 98 -

第３－85条　暑中コンクリートの養生 - 98 -

第17節　寒中コンクリート工 - 98 -

第３－86条　一般事項 - 98 -

第３－87条　材料 - 98 -

第３－88条　コンクリート打込み - 99 -

第３－89条　寒中コンクリートの養生 - 99 -

第３－90条　凍害を受けたコンクリート - 99 -

第18節　特殊コンクリート工 - 99 -

第３－91条　水中コンクリート - 99 -

第３－92条　海水の作用を受けるコンクリート - 99 -

第３－93条　プレパックドコンクリート - 100 -

第19節　安全施設工 - 100 -

第３－94条　一般事項 - 100 -

第20節　境界杭工 - 100 -

第３－95条　境界杭の設置 - 100 -

第21節　工場製品輸送工 - 101 -

第３－96条　一般事項 - 101 -

第３－97条　輸送工 - 101 -

第22節　構造物撤去工 - 101 -

第３－98条　一般事項 - 101 -

第３－99条　構造物取壊し工 - 101 -

第３－100条　道路施設撤去工 - 101 -

第３－101条　旧橋撤去工 - 102 -

第23節　仮設工 - 102 -

第３－102条　一般事項 - 102 -

第３－103条　工事用道路工 - 102 -

第３－104条　仮橋・作業構台工 - 103 -

第３－105条　路面覆工 - 103 -

第３－106条　土留・仮締切工 - 103 -

第３－107条　水替工 - 104 -

第３－108条　地下水位低下工 - 104 -

第３－109条　地中連続壁工（壁式） - 105 -

第３－110条　地中連続壁工（柱列式） - 105 -

第３－111条　仮水路工 - 106 -

第３－112条　残土受入れ施設工 - 106 -

第３－113条　作業ヤード整備工 - 106 -

第３－114条　電力設備工 - 106 -

第３－115条　用水設備工 - 106 -

第３－116条　コンクリート製造設備工 - 107 -

第３－117条　橋梁足場等設備工 - 107 -

第３－118条　トンネル仮設備工 - 107 -

第３－119条　シェッド仮設備工 - 108 -

第３－120条　共同溝仮設備工 - 108 -

第３－121条　防塵対策工 - 108 -

第３－122条　汚濁防止工 - 108 -

第３－123条　防護施設工 - 108 -

第３－124条　除雪工 - 109 -

第24節　一般舗装工 - 109 -

第３－125条　一般事項 - 109 -

第３－126条　舗装準備工 - 109 -

第３－127条　下層路盤工 - 109 -

第３－128条　上層路盤工 - 110 -

第３－129条　セメント及び石灰安定処理工 - 110 -

第３－130条　瀝青安定処理工 - 111 -

第３－131条　アスファルト舗装工 - 111 -

第３－132条　コンクリート舗装工 - 114 -

第３－133条　砂利舗装工 - 115 -

第３－134条　薄層カラー舗装工 - 115 -

第３－135条　ブロック舗装工 - 115 -

第３－136条　地盤改良工 - 115 -

第４章　調　　　　　査 - 119 -

第１節　一般事項 - 120 -

第４－１条　一般事項 - 120 -

第２節　事前調査 - 120 -

第４－２条　一般事項 - 120 -

第４－３条　周辺構造物等 - 120 -

第４－４条　地質調査 - 120 -

第４－５条　地下埋設物等の調査 - 120 -

第３節　地盤変動影響調査（家屋等の事前・事後調査） - 120 -

第４－６条　適用範囲 - 120 -

第４－７条　調査区域 - 120 -

第４－８条　施行上の義務及び心得 - 121 -

第４－９条　業務報告等 - 121 -

第４－10条　部分使用 - 121 -

第４－11条　業務従事者の資格 - 121 -

第４－12条　身分証明書の携帯 - 121 -

第４－13条　現地調査 - 121 -

第４－14条　立入り及び立会い - 121 -

第４－15条　調査 - 121 -

第４－16条　費用負担要否の検討 - 121 -

第４－17条　費用負担額の算定 - 122 -

第４－18条　成果品 - 122 -

第５章　ほ場整備工事 - 123 -

第１節　一般事項 - 124 -

第５－１条　着工準備 - 124 -

第５－２条　施工順序 - 124 -

第２節　準備工 - 124 -

第５－３条　石礫、根株等の除去 - 124 -

第５－４条　湛水の排除 - 124 -

第３節　整地工 - 124 -

第５－５条　表土はぎ取り - 124 -

第５－６条　基盤切盛 - 124 -

第５－７条　盛土部沈下の防止 - 124 -

第５－８条　畦畔の築立 - 125 -

第５－９条　基盤整地 - 125 -

第５－10条　表土整地 - 125 -

第４節　道路工 - 125 -

第５－11条　耕作道路 - 125 -

第５－12条　進入路の設置 - 125 -

第５－13条　その他の道路 - 125 -

第５節　水路工 - 125 -

第５－14条　用水路工 - 125 -

第５－15条　 排水路工 - 126 -

第５－16条　耕区の取水施設 - 126 -

第６節　暗渠排水工 - 126 -

第５－17条　掘削機械の操作 - 126 -

第５－18条　掘削及び配管順序 - 126 -

第５－19条　被覆材 - 126 -

第５－20条　泥水流入の防止 - 126 -

第７節　ほ場内沈砂池工 - 126 -

第５－21条　ほ場内沈砂池工 - 126 -

第６章　農用地造成工事 - 128 -

第１節　一般事項 - 129 -

第６－１条　一般事項 - 129 -

第２節　農用地造成工 - 129 -

第６－２条　刈払い - 129 -

第６－３条　火入れ（野焼き）の禁止 - 129 -

第６－４条　抜根、排根 - 129 -

第６－５条　暗渠排水工 - 130 -

第６－６条　基盤造成 - 130 -

第６－７条　雑物及び石礫除去 - 130 -

第６－８条　耕起 - 130 -

第６－９条　砕土 - 130 -

第６－10条　土壌改良資材の散布 - 130 -

第６－11条　法面保全工 - 131 -

第３節　ほ場内沈砂池工 - 131 -

第６－12条　ほ場内沈砂池工 - 131 -

第７章　農 道 工 事 - 132 -

第１節　通則 - 133 -

第７－１条　適用 - 133 -

第７－２条　定義 - 133 -

第２節　道路土工 - 133 -

第７－３条　路体盛土工 - 133 -

第７－４条　路床盛土工 - 133 -

第７－５条　路床切土工 - 134 -

第７－６条　路肩部分等の締固め - 134 -

第３節　地盤改良工 - 134 -

第７－７条　路床安定処理工 - 134 -

第７－８条　置換工 - 135 -

第４節　路盤工 - 135 -

第７－９条　舗装準備工 - 135 -

第７－10条　下層路盤工 - 135 -

第７－11条　上層路盤工 - 135 -

第７－12条　セメント及び石灰安定処理工 - 135 -

第７－13条　瀝青安定処理工 - 135 -

第７－14条　アスファルト舗装工 - 135 -

第７－15条　コンクリート舗装工 - 135 -

第７－16条　砂利舗装工 - 135 -

第５節 擁壁工 - 135 -

第７－17条　一般事項 - 135 -

第７－18条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 136 -

第７－19条　既製杭工 - 136 -

第７－20条　場所打杭工 - 136 -

第７－21条　現場打擁壁工 - 136 -

第７－22条 プレキャスト擁壁工 - 136 -

第７－23条　補強土壁工 - 136 -

第７－24条　井桁ブロック工 - 136 -

第７－25条　小型擁壁工 - 136 -

第７－26条　土留・仮締切工 - 136 -

第７－27条　水替工 - 137 -

第６節　カルバート工 - 137 -

第７－28条　一般事項 - 137 -

第７－29条　材料 - 137 -

第７－30条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 137 -

第７－31条　既製杭工 - 137 -

第７－32条　場所打杭工 - 137 -

第７－33条　現場打カルバート工 - 137 -

第７－34条　プレキャストカルバート工 - 137 -

第７－35条　土留・仮締切工 - 138 -

第７－36条　水替工 - 138 -

第７節　小型水路工 - 138 -

第７－37条　一般事項 - 138 -

第７－38条　側溝工 - 138 -

第７－39条　管渠工 - 139 -

第７－40条　集水桝・マンホール工 - 139 -

第７－41条　地下排水工 - 139 -

第７－42条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 139 -

第７－43条　現場打水路工 - 139 -

第８節　路面排水工 - 139 -

第７－44条　一般事項 - 139 -

第７－45条　側溝工 - 139 -

第７－46条　管渠工 - 140 -

第７－47条　街渠桝・マンホール工 - 140 -

第９節　落石防止工 - 140 -

第７－48条　一般事項 - 140 -

第７－49条　材料 - 140 -

第７－50条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 140 -

第７－51条　落石防止網工 - 140 -

第７－52条　落石防護柵工 - 140 -

第10節　遮音壁工 - 141 -

第７－53条　一般事項 - 141 -

第７－54条　材料 - 141 -

第７－55条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 141 -

第７－56条　既製杭工 - 141 -

第７－57条　遮音壁基礎工 - 141 -

第７－58条　遮音壁本体工 - 141 -

第11節　防護柵工 - 141 -

第７－59条　一般事項 - 141 -

第７－60条　材料 - 142 -

第７－61条　路側防護柵工 - 142 -

第７－62条　防止柵工 - 143 -

第12節　標識工 - 143 -

第７－63条　一般事項 - 143 -

第７－64条　材料 - 143 -

第７－65条　小型標識工 - 143 -

第７－66条　土留・仮締切工 - 144 -

第７－67条　大型標識工 - 144 -

第７－68条　標識基礎工 - 145 -

第13節　道路付属施設工 - 145 -

第７－69条　一般事項 - 145 -

第７－70条　材料 - 145 -

第７－71条　区画線工 - 147 -

第７－72条　縁石工 - 147 -

第７－73条　境界工 - 148 -

第７－74条　道路植栽工 - 148 -

第７－75条　道路付属物工 - 149 -

第７－76条　踏掛版工 - 149 -

第７－77条　組立歩道工 - 149 -

第７－78条　ケーブル配管工 - 149 -

第７－79条　照明工 - 149 -

第８章　トンネル工事（NATM） - 151 -

第１節　一般事項 - 152 -

第８－１条　一般事項 - 152 -

第２節　適用すべき諸基準 - 152 -

第８－２条　基準書 - 152 -

第３節 トンネル掘削工 - 153 -

第８－３条　一般事項 - 153 -

第８－４条　掘削工 - 153 -

第４節 支保工 - 153 -

第８－５条　一般事項 - 153 -

第８－６条　材 料 - 153 -

第８－７条　吹付工 - 154 -

第８－８条　ロックボルト工 - 154 -

第８－９条　鋼製支保工 - 154 -

第８－10条　金網工 - 154 -

第５節 覆工 - 155 -

第８－11条　一般事項 - 155 -

第８－12条　材 料 - 155 -

第８－13条　覆工コンクリート工 - 155 -

第８－14条　側壁コンクリート工 - 156 -

第８－15条　床版コンクリート工 - 156 -

第８－16条　トンネル防水工 - 156 -

第６節　インバート工 - 156 -

第８－17条　一般事項 - 156 -

第８－18条　材 料 - 156 -

第８－19条　インバート掘削工 - 156 -

第８－20条　インバート本体工 - 156 -

第７節　坑内付帯工 - 157 -

第８－21条　一般事項 - 157 -

第８－22条　材 料 - 157 -

第８－23条　箱抜工 - 157 -

第８－24条　裏面排水工 - 157 -

第８－25条　地下排水工 - 157 -

第８節　坑門工 - 157 -

第８－26条　一般事項 - 157 -

第８－27条　坑口付工 - 157 -

第８－28条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 157 -

第８－29条　坑門本体工 - 158 -

第８－30条　明り巻工 - 158 -

第８－31条　銘板工 - 158 -

第９節　掘削補助工 - 158 -

第８－32条　一般事項 - 158 -

第８－33条　材 料 - 158 -

第８－34条　掘削補助工Ａ - 158 -

第８－35条　掘削補助工Ｂ - 158 -

第10節　トンネル観測・計測 - 159 -

第８－36条　トンネル観測・計測 - 159 -

第９章　水路工事・河川及び排水路工事 - 160 -

第１節　適用 - 161 -

第９－１条　適用 - 161 -

第２節　一般事項 - 161 -

第９－２条　適用すべき諸基準 - 161 -

第９－３条　一般事項 - 161 -

第３節　土　工 - 161 -

第９－４条　掘削工 - 161 -

第９－５条　盛土工 - 161 -

第９－６条　整形仕上げ工 - 161 -

第９－７条　作業残土処理工 - 161 -

第４節　構造物撤去工 - 162 -

第９－８条　構造物取壊し工 - 162 -

第５節 基礎工 - 162 -

第９－９条　既製杭工 - 162 -

第６節　開水路工 - 162 -

第９－10条　現場打ちフリューム水路工 - 162 -

第９－11条　プレキャスト鉄筋コンクリート製品水路(L型、大型水路) - 162 -

第９－12条　プレキャスト鉄筋コンクリート製品水路(小型水路) - 162 -

第７節　水路工（暗渠工・サイホン工） - 163 -

第９－13条　基礎地盤 - 163 -

第９－14条　埋戻し、締固め - 163 -

第９－15条　プレキャスト暗渠工 - 163 -

第９－16条　漏水試験(サイホン工) - 163 -

第８節　矢板護岸工 - 163 -

第９－17条　笠コンクリート工 - 163 -

第９－18条　矢板工 - 163 -

第９節 法覆護岸工 - 163 -

第９－19条　一般 - 163 -

第９－20条　コンクリートブロック工 - 164 -

第９－21条　多自然型護岸工 - 164 -

第９－22条　覆土工 - 164 -

第９－23条　羽口工 - 164 -

第10節 根固め工 - 164 -

第９－24条　根固め工 - 164 -

第９－25条　捨石工 - 165 -

第９－26条　沈床工 - 165 -

第11節 柵渠工 - 165 -

第９－27条 柵渠工 - 165 -

第12節 合流工 - 166 -

第９－28条　 一 般 - 166 -

第９－29条　合流工 - 166 -

第10章　管類布設工事 - 168 -

第１節　適用 - 169 -

第10－１条　適用 - 169 -

第２節 一般事項 - 169 -

第10－２条　適用すべき諸基準 - 169 -

第10－３条　一般事項 - 169 -

第３節 土 工 - 171 -

第10－４条　作業土工 - 171 -

第10－５条　掘削工 - 171 -

第10－６条　盛土工 - 171 -

第10－７条　整形仕上げ工 - 171 -

第10－８条　作業残土処理工 - 171 -

第４節 構造物撤去工 - 171 -

第10－９条　構造物取壊し工 - 171 -

第５節 管体基礎工 - 171 -

第10－10条　砂基礎工 - 171 -

第10－11条　砕石基礎工 - 172 -

第10－12条　コンクリート基礎工 - 172 -

第６節 管体工 - 172 -

第10－13条　TS接合（接着剤による接合）硬質ポリ塩化ビニル管布設工 - 172 -

第10－14条　強化プラスチック複合管布設工 - 173 -

第10－15条　ダクタイル鋳鉄管布設工 - 173 -

第10－16条　鋼管布設工 - 173 -

第10－17条　弁設置工 - 176 -

第７節 分水弁室工 - 177 -

第10－18条　作業土工 - 177 -

第10－19条　弁室工 - 177 -

第10－20条　付帯施設設置工 - 177 -

第８節 排泥弁室工 - 177 -

第10－21条　作業土工 - 177 -

第10－22条　弁室工 - 177 -

第10－23条　付帯施設設置工 - 177 -

第９節 空気弁室工 - 177 -

第10－24条　作業土工 - 177 -

第10－25条　弁室工 - 177 -

第10 節 流量計室工 - 178 -

第10－26条　作業土工 - 178 -

第10－27条　計器類室工 - 178 -

第10－28条　付帯施設設置工 - 178 -

第11 節 制水弁室工 - 178 -

第10－29条　作業土工 - 178 -

第10－30条　弁室工 - 178 -

第10－31条　付帯施設設置工 - 178 -

第12 節 減圧水槽工 - 178 -

第10－32条　作業土工 - 178 -

第10－33条　減圧水槽工 - 178 -

第10－34条　付帯施設設置工 - 178 -

第13 節 スラストブロック工 - 178 -

第10－35条　スラストブロック工 - 178 -

第14 節 防食対策工 - 178 -

第10－36条　一般事項 - 178 -

第10－37条　防食対策工 - 179 -

第15節 付帯工 - 179 -

第10－38条　用地境界杭工 - 179 -

第10－39条　埋設物表示工 - 179 -

第16節　通水試験 - 179 -

第10－40条　試験の方法 - 179 -

第10－41条　継目試験 - 180 -

第10－42条　水張り試験 - 181 -

第10－43条　水圧試験 - 182 -

第10－44条　漏水箇所の探知と補修 - 182 -

第11章　ため池工事 - 183 -

第１節　適用 - 184 -

第11－１条　適用 - 184 -

第２節　一般事項 - 184 -

第11－2条　適用すべき諸基準 - 184 -

第３節 堤体工 - 184 -

第11－３条　 雑物除去工 - 184 -

第11－４条　表土剥ぎ工 - 184 -

第11－５条　掘削工 - 184 -

第11－６条　盛土工 - 184 -

第11－７条　作業残土処理工 - 185 -

第11－８条　整形仕上げ工 - 185 -

第11－９条　掘削土の流用工 - 185 -

第11－10条　掘削土の搬出工 - 185 -

第11－11条　盛土用土 - 185 -

第11－12条　堤体盛立工 - 185 -

第11－13条　裏法フィルター工 - 187 -

第11－14条　腰ブロック工 - 187 -

第11－15条　ドレーン工 - 187 -

第４節　地盤改良工 - 187 -

第11－16条　浅層改良工 - 187 -

第11－17条　深層改良工 - 187 -

第５節　余水吐工 - 188 -

第11－18条　旧余水吐の撤去 - 188 -

第11－19条　余水吐工 - 188 -

第11－20条　止水壁 - 188 -

第６節　取水施設工 - 188 -

第11－21条　取水施設工 - 188 -

第11－22条　ゲート及びバルブ製作工 - 189 -

第11－23条　取水ゲート工 - 189 -

第11－24条　土砂吐ゲート工 - 189 -

第11－25条　ゲートの箱抜き型枠 - 190 -

第11－26条　コンクリート工 - 190 -

第11－27条　底樋管圧入工 - 190 -

第11－28条　斜樋の打継 - 190 -

第11－29条　底樋管の埋戻し及び盛土 - 190 -

第11－30条　底樋管の止水壁 - 190 -

第11－31条　底樋ヒューム管の固定 - 190 -

第11－32条　旧樋管の閉塞 - 191 -

第７節　浚渫工 - 191 -

第11－33条　土質改良工 - 191 -

第８節　表面遮水堤体土工 - 192 -

第11－34条　土工 - 192 -

第９節　表面遮水堤体工 - 192 -

第11－35条　合成ゴムシート遮水工 - 192 -

第10節　湧水処理工 - 192 -

第11－36条　ドレーン工 - 192 -

第11節　ブロック工 - 192 -

第11－37条　張ブロック工 - 192 -

第11－38条　積ブロック工(練積) - 193 -

第12節　安全柵工 - 193 -

第11－39条　防護柵工 - 193 -

第13節　土取場 - 193 -

第11－40条　土取場 - 193 -

第14節　土捨場 - 193 -

第11－41条　土捨場 - 193 -

第15節　仮設工 - 194 -

第11－42条　仮排水 - 194 -

第11－43条　道路工 - 194 -

第11－44条　進入防止対策 - 194 -

第12章 揚排水機場工事 - 195 -

第１節　適用 - 196 -

第12－１条 適 用 - 196 -

第２節 一般事項 - 196 -

第12－２条 適用すべき諸基準 - 196 -

第12－３条　 一般事項 - 196 -

第３節 土 工 - 196 -

第12－４条　 掘削工 - 196 -

第12－５条　 盛土工 - 196 -

第12－６条 　整形仕上げ工 - 196 -

第４節 機場本体工 - 197 -

第12－７条　 作業土工 - 197 -

第12－８条　 既製杭工 - 197 -

第12－９条　 場所打杭工 - 197 -

第12－10条　 矢板工 - 197 -

第12－11条　 本体工 - 197 -

第12－12条　 燃料貯油槽工 - 197 -

第５節 遊水池工 - 197 -

第12－13条　 作業土工 - 197 -

第12－14条　 既製杭工 - 198 -

第12－15条　 場所打杭工 - 198 -

第12－16条　 矢板工 - 198 -

第12－17条　 側壁工 - 198 -

第12－18条　 コンクリート床版工 - 198 -

第12－19条　 現場打水路工 - 198 -

第６節 上屋建築工 - 198 -

第12－20条　 一般施工 - 198 -

第13章 頭首工工事 - 199 -

第1節　適用 - 200 -

第13－１条 適用 - 200 -

第２節　一般事項 - 200 -

第13－２条 適用すべき諸基準 - 200 -

第13－３条 一般事項 - 200 -

第13－４条 定 義 - 200 -

第３節 土 工 - 200 -

第13－５条 掘削工 - 200 -

第13－６条 盛土工 - 200 -

第13－７条　整形仕上げ工 - 200 -

第４節 固定堰本体工 - 200 -

第13－８条 作業土工 - 200 -

第13－９条 既製杭工 - 200 -

第13－10条 場所打杭工 - 201 -

第13－11条 オープンケーソン工 - 201 -

第13－12条 ニューマチックケーソン工 - 201 -

第13－13条 止水矢板工 - 201 -

第13－14条 堰体工 - 201 -

第13－15条 水叩（エプロン）工 - 201 -

第13－16条 取付擁壁工 - 201 -

第５節 護床工 - 201 -

第13－17条 作業土工 - 201 -

第13－18条 根固めブロック工 - 201 -

第13－19条 間詰工 - 201 -

第13－20条 沈床工 - 201 -

第13－21条 捨石工 - 201 -

第13－22条 かご工 - 202 -

第６節 魚道工 - 202 -

第13－23条 作業土工 - 202 -

第13－24条 魚道本体工 - 202 -

第14章 施設機械設備工事 - 203 -

及び電気通信設備工事 - 203 -

第１節 通 則 - 204 -

第14－１条　 適用 - 204 -

第14－２条　用語の定義 - 204 -

第14－３条　 提出図書 - 204 -

第14－４条　 施工計画書 - 205 -

第14－５条　 完成図書及び施工図 - 206 -

第14－６条　 管理記録の整理 - 207 -

第14－７条 検査 - 207 -

第14－８条　システム設計管理 - 207 -

第２節　機器及び材料 - 208 -

第14－９条　 機器及び材料 - 208 -

第３節　共通施工 - 208 -

第14－10条　 共通施工 - 208 -

第４節　水門設備 - 208 -

第14－11条　 水門設備 - 208 -

第５節　揚（用）排水ポンプ設備 - 208 -

第14－12条　 揚（用）排水ポンプ設備 - 208 -

第６節　除塵設備 - 208 -

第14－13条　 除塵設備 - 208 -

第７節　ダム管理設備 - 209 -

第14－14条　 ダム管理設備 - 209 -

第８節　水管橋上部工 - 209 -

第14－15条　 水管橋上部工 - 209 -

第９節　電気通信設備 - 209 -

第14－16条　 電気通信設備 - 209 -

第15章 斜面対策工事 - 210 -

第１節　適用 - 211 -

第15－１条　適用 - 211 -

第２節　一般事項 - 211 -

第15－２条　適用すべき諸基準 - 211 -

第３節 軽量盛土工 - 211 -

第15－３条　 軽量盛土工 - 211 -

第４節 法面工 - 211 -

第15－４条　 一般事項 - 211 -

第15－５条　植生工 - 211 -

第15－６条　吹付工 - 211 -

第15－７条　法枠工 - 211 -

第15－８条　 かご工 - 212 -

第15－９条　ＰＣ法枠工 - 212 -

第15－10条　 抑止アンカー工 - 212 -

第５節　擁　壁　工 - 212 -

第15－11条　 一般事項 - 212 -

第15－12条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 212 -

第15－13条　 既製杭工 - 212 -

第15－14条　 場所打擁壁工 - 212 -

第15－15条　 プレキャスト擁壁工 - 212 -

第15－16条　 補強土壁工 - 212 -

第15－17条　 井桁ブロック工 - 213 -

第15－18条　 落石防護工 - 213 -

第16章　橋梁下部工事 - 214 -

第１節　適用 - 215 -

第16－１条　適用 - 215 -

第２節　一般事項 - 215 -

第16－２条　適用すべき諸基準 - 215 -

第３節　工場製作工 - 216 -

第16－３条　一般事項 - 216 -

第16－４条　刃口金物製作工 - 216 -

第16－５条　鋼製橋脚製作工 - 216 -

第16－６条　アンカーフレーム製作工 - 216 -

第16－７条　工場塗装工 - 216 -

第４節　工場製品輸送工 - 218 -

第16－８条　一般事項 - 218 -

第16－９条　輸送工 - 219 -

第５節　軽量盛土工 - 219 -

第16－10条　一般事項 - 219 -

第16－11条　軽量盛土工 - 219 -

第６節　橋台工 - 219 -

第16－12条　一般事項 - 219 -

第16－13条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 219 -

第16－14条　既製杭工 - 219 -

第16－15条　場所打杭工 - 219 -

第16－16条　深礎工 - 219 -

第16－17条　オープンケーソン基礎工 - 220 -

第16－18条　ニューマチックケーソン基礎工 - 220 -

第16－19条　橋台躯体工 - 220 -

第16－20条　地下水位低下工 - 220 -

第７節　ＲＣ橋脚工 - 221 -

第16－21条　一般事項 - 221 -

第16－22条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 221 -

第16－23条　既製杭工 - 221 -

第16－24条　場所打杭工 - 221 -

第16－25条　深礎工 - 221 -

第16－26条　オープンケーソン基礎工 - 221 -

第16－27条　ニューマチックケーソン基礎工 - 221 -

第16－28条　鋼管矢板基礎工 - 221 -

第16－29条　橋脚躯体工 - 223 -

第16－30条　地下水位低下工 - 223 -

第８節　鋼製橋脚工 - 223 -

第16－31条　一般事項 - 223 -

第16－32条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 223 -

第16－33条　既製杭工 - 224 -

第16－34条　場所打杭工 - 224 -

第16－35条　深礎工 - 224 -

第16－36条　オープンケーソン基礎工 - 224 -

第16－37条　ニューマチックケーソン基礎工 - 224 -

第16－38条　鋼管矢板基礎工 - 224 -

第16－39条　橋脚フーチング工 - 224 -

第16－40条　橋脚架設工 - 224 -

第16－41条　現場継手工 - 225 -

第16－42条　現場塗装工 - 228 -

第16－43条　地下水位低下工 - 230 -

第９節　護岸基礎工 - 230 -

第16－44条　一般事項 - 230 -

第16－45条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 230 -

第16－46条　基礎工 - 230 -

第16－47条　矢板工 - 230 -

第16－48条　土台基礎工 - 230 -

第10節　矢板護岸工 - 230 -

第16－49条　一般事項 - 230 -

第16－50条　作業土工 （床掘り、埋戻し） - 231 -

第16－51条　笠コンクリート工 - 231 -

第16－52条　矢板工 - 231 -

第11節　法覆護岸工 - 231 -

第16－53条　一般事項 - 231 -

第16－54条　コンクリートブロック工 - 231 -

第16－55条　護岸付属物工 - 231 -

第16－56条　緑化ブロック工 - 231 -

第16－57条　環境護岸ブロック工 - 231 -

第16－58条　石積（張）工 - 232 -

第16－59条　法枠工 - 232 -

第16－60条　多自然型護岸工 - 232 -

第16－61条　吹付工 - 232 -

第16－62条　植生工 - 232 -

第16－63条　覆土工 - 232 -

第16－64条　羽口工 - 232 -

第12節　擁壁護岸工 - 232 -

第16－65条　一般事項 - 232 -

第16－66条　作業土工 （床掘り、埋戻し） - 232 -

第16－67条　場所打擁壁工 - 233 -

第16－68条　プレキャスト擁壁工 - 233 -

第13節　橋台・橋脚工附則 - 233 -

第16－69条　一般事項 - 233 -

第17章　鋼橋上部工事 - 234 -

第１節　適用 - 235 -

第17－１条　適用 - 235 -

第２節　一般事項 - 235 -

第17－２条　適用すべき諸基準 - 235 -

第３節　工場製作工 - 235 -

第17－３条　一般事項 - 235 -

第17－４条　材　料 - 236 -

第17－５条　桁製作工 - 238 -

第17－６条　検査路製作工 - 246 -

第17－７条　鋼製伸縮継手製作工 - 246 -

第17－８条　落橋防止装置製作工 - 247 -

第17－９条　鋼製排水管製作工 - 247 -

第17－10条　橋梁用防護柵製作工 - 247 -

第17－11条　橋梁用高欄製作工 - 248 -

第17－12条　横断歩道橋製作工 - 248 -

第17－13条　鋳造費 - 248 -

第17－14条　アンカーフレーム製作工 - 248 -

第17－15条　工場塗装工 - 248 -

第４節　工場製品輸送工 - 248 -

第17－16条　一般事項 - 248 -

第17－17条　輸送工 - 248 -

第５節　鋼橋架設工 - 248 -

第17－18条　一般事項 - 248 -

第17－19条　材　料 - 248 -

第17－20条　地組工 - 249 -

第17－21条　架設工（クレーン架設） - 249 -

第17－22条　架設工（ケーブルクレーン架設） - 249 -

第17－23条　架設工（ケーブルエレクション架設） - 249 -

第17－24条　架設工（架設桁架設） - 249 -

第17－25条　架設工（送出し架設） - 250 -

第17－26条　架設工（トラベラークレーン架設） - 250 -

第17－27条　支承工 - 250 -

第17－28条　現場継手工 - 250 -

第６節　橋梁現場塗装工 - 250 -

第17－29条　一般事項 - 250 -

第17－30条　材　料 - 250 -

第17－31条　現場塗装工 - 250 -

第７節　床版工 - 251 -

第17－32条　一般事項 - 251 -

第17－33条　床版工 - 251 -

第８節　橋梁付属物工 - 252 -

第17－34条　一般事項 - 252 -

第17－35条　伸縮装置工 - 252 -

第17－36条　落橋防止装置工 - 252 -

第17－37条　排水装置工 - 252 -

第17－38条　地覆工 - 252 -

第17－39条　橋梁用防護柵工 - 252 -

第17－40条　橋梁用高欄工 - 252 -

第17－41条　検査路工 - 252 -

第17－42条　銘板工 - 252 -

第９節　歩道橋本体工 - 253 -

第17－43条　一般事項 - 253 -

第17－44条　作業土工（床掘り、埋戻し） - 253 -

第17－45条　既製杭工 - 253 -

第17－46条　場所打杭工 - 253 -

第17－47条　橋脚フーチング工 - 253 -

第17－48条　歩道橋（側道橋）架設工 - 254 -

第17－49条　現場塗装工 - 254 -

第10節　鋼橋足場等設置工 - 254 -

第17－50条　一般事項 - 254 -

第17－51条　橋梁足場工 - 254 -

第17－52条　橋梁防護工 - 254 -

第17－53条　昇降用設備工 - 254 -

第18章　コンクリート橋上部工事 - 255 -

第１節　適用 - 256 -

第18－１条　適用 - 256 -

第２節　一般事項 - 256 -

第18－２条　適用すべき諸基準 - 256 -

第３節　工場製作工 - 257 -

第18－３条　一般事項 - 257 -

第18－４条　プレビーム用桁製作工 - 257 -

第18－５条　橋梁用防護柵製作工 - 257 -

第18－６条　鋼製伸縮継手製作工 - 257 -

第18－７条　検査路製作工 - 257 -

第18－８条　工場塗装工 - 257 -

第18－９条　鋳造費 - 257 -

第４節　工場製品輸送工 - 257 -

第18－10条　－般事項 - 257 -

第18－11条　輸送工 - 257 -

第５節　ＰＣ橋工 - 258 -

第18－12条　一般事項 - 258 -

第18－13条　プレテンション桁製作工（購入工） - 258 -

第18－14条　ポストテンション桁製作工 - 259 -

第18－15条　プレキャストセグメント製作工（購入工） - 261 -

第18－16条　プレキャストセグメント主桁組立工 - 261 -

第18－17条　支承工 - 261 -

第18－18条　架設工（クレーン架設） - 261 -

第18－19条　架設工（架設桁架設） - 261 -

第18－20条　床版・横組工 - 261 -

第18－21条　落橋防止装置工 - 262 -

第６節　プレビーム桁橋工 - 262 -

第18－22条　一般事項 - 262 -

第18－23条　プレビーム桁製作工（現場） - 262 -

第18－24条　支承工 - 263 -

第18－25条　架設工（クレーン架設） - 263 -

第18－26条　架設工（架設桁架設） - 263 -

第18－27条　床版・横組工 - 263 -

第18－28条　局部（部分）プレストレス工 - 263 -

第18－29条　床版・横桁工 - 263 -

第18－30条　落橋防止装置工 - 263 -

第７節　ＰＣホロースラブ橋工 - 264 -

第18－31条　－般事項 - 264 -

第18－32条　架設支保工（固定） - 264 -

第18－33条　支承工 - 264 -

第18－34条　ＰＣホロースラブ製作工 - 264 -

第18－35条　落橋防止装置工 - 264 -

第８節　ＲＣホロースラブ橋工 - 265 -

第18－36条　一般事項 - 265 -

第18－37条　架設支保工（固定） - 265 -

第18－38条　支承工 - 265 -

第18－39条　ＲＣ場所打ホロースラブ製作工 - 265 -

第18－40条　落橋防止装置工 - 265 -

第９節　ＰＣ版桁橋工 - 265 -

第18－41条　一般事項 - 265 -

第18－42条　ＰＣ版桁製作工 - 266 -

第10節　ＰＣ箱桁橋工 - 266 -

第18－43条　一般事項 - 266 -

第18－44条　架設支保工（固定） - 266 -

第18－45条　支承工 - 266 -

第18－46条　ＰＣ箱桁製作工 - 266 -

第18－47条　落橋防止装置工 - 266 -

第11節　ＰＣ片持箱桁橋工 - 267 -

第18－48条　一般事項 - 267 -

第18－49条　ＰＣ片持箱桁製作工 - 267 -

第18－50条　支承工 - 267 -

第18－51条　架設工（片持架設） - 267 -

第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工 - 267 -

第18－52条　一般事項 - 267 -

第18－53条　ＰＣ押出し箱桁製作工 - 268 -

第18－54条　架設工（押出し架設） - 268 -

第13節　橋梁付属物工 - 268 -

第18－55条　一般事項 - 268 -

第18－56条　伸縮装置工 - 268 -

第18－57条　排水装置工 - 269 -

第18－58条　地覆工 - 269 -

第18－59条　橋梁用防護柵工 - 269 -

第18－60条　橋梁用高欄工 - 269 -

第18－61条　検査路工 - 269 -

第18－62条　銘板工 - 269 -

第14節　コンクリート橋足場等設置工 - 269 -

第18－63条　一般事項 - 269 -

第18－64条　橋梁足場工 - 269 -

第18－65条　橋梁防護工 - 269 -

第18－66条　昇降用設備工 - 269 -

第19章　地盤改良工事 - 270 -

（高圧噴射攪拌、機械攪拌、薬液注入工） - 270 -

第１節　地盤改良工 - 271 -

第19－１条　高圧噴射撹拌、機械撹絆 - 271 -

第19－２条　薬液注入工 - 273 -

第20章　推進工事 - 276 -

第１節　推進工 - 277 -

第20－１条 一般事項 - 277 -

第20－２条 材 料 - 277 -

第20－３条 推進工 - 277 -

第20－４条 立坑内管布設工 - 279 -

第20－５条 仮設備工 - 281 -

第20－６条 通信・換気設備工 - 282 -

第20－７条 送排泥設備工 - 282 -

第20－８条 泥水処理設備工 - 282 -

第20－９条 注入設備工 - 283 -

第20－10条 推進水替工 - 283 -

第20－11条 補助地盤改良工 - 283 -

第21章　シールド工事 - 284 -

第１節　シールド工 - 285 -

第21－１条 一般事項 - 285 -

第21－２条 材料 - 285 -

第21－３条 一次覆工 - 285 -

第21－４条 二次覆工 - 287 -

第21－５条 空伏工 - 287 -

第21－６条 立坑内管布設工 - 287 -

第21－７条 坑内整備工 - 287 -

第21－８条 仮設備工（シールド） - 287 -

第21－９条 坑内設備工 - 288 -

第21－10条 立坑設備工 - 289 -

第21－11条 圧気設備工 - 289 -

第21－12条 送排泥設備工 - 290 -

第21－13条 泥水処理設備工 - 290 -

第21－14条 注入設備工 - 290 -

第21－15条 シールド水替工 - 290 -

第21－16条 補助地盤改良工 - 291 -

第22章　緑化工事（基盤整備） - 292 -

第１節　適用 - 293 -

第22－１条　適用 - 293 -

第２節　一般事項 - 293 -

第22－２条　適用すべき諸基準 - 293 -

第３節　施設撤去工 - 293 -

第22－３条　一般事項 - 293 -

第22－４条　構造物取壊し工 - 293 -

第４節　敷地造成工 - 293 -

第22－５条　一般事項 - 293 -

第22－６条　整地工 - 293 -

第22－７条　掘削工 - 293 -

第22－８条　盛土工 - 293 -

第５節　植栽基盤工 - 294 -

第22－９条　一般事項 - 294 -

第22－10条　材料 - 294 -

第22－11条　土壌改良工 - 295 -

第23章　緑化工事（植栽） - 296 -

第１節　適用 - 297 -

第23－１条　適用 - 297 -

第２節　一般事項 - 297 -

第23－２条　適用すべき諸基準 - 297 -

第３節　植栽工 - 297 -

第23－３条　一般事項 - 297 -

第23－４条 材 料 - 297 -

第23－５条 高木植栽工 - 300 -

第23－６条 中低木植栽工 - 301 -

第23－７条 特殊樹木植栽工 - 301 -

第23－８条 地被類植栽工 - 301 -

第23－９条 花壇植栽工 - 302 -

第４節　 移植工 - 302 -

第23－10条 一般事項 - 302 -

第23－11条 材 料 - 302 -

第23－12条 根回し工 - 302 -

第23－13条 高木移植工 - 302 -

第23－14条 中低木移植工 - 303 -

第５節 植栽工附則 - 303 -

第23－15条 一般事項 - 303 -

第23－16条 材料 - 303 -

第23－17条 植栽 - 304 -

第23－18条 移植 - 304 -